

## 生ごみ処理機購入費補助金の申請受付が始まります

伊達市では、4月1日からごみの減量化を推進するために、生ごみ処理機（コンポスト等）の購入費用の一部を補助します。生ごみ処理機の普及を促進することで、可燃ごみの減量化に対する市民の意識高揚を図ります。

### 1 受付期間

4月1日（火）～令和8年3月31日（火）（予算額に達した時点で終了）

### 2 補助内容

生ごみ処理機の購入費用の2/3（100円未満切り捨て）

※1世帯につき上限40,000円

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）、ダンボールコンポスト、  
密閉化容器（ぼかし容器）、電動（手動）式生ごみ処理機

### 3 対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主
- ・生ごみ処理機を設置できる敷地を有し、適切に維持管理できること
- ・堆肥化された生成物等を自己の責任で処理できること

### 4 申請先

生活環境課および各総合支所

※申請書類などの詳細は、お電話または市の  
ホームページでご確認ください



市HP



問合せ

市民生活部生活環境課  
電話 024-575-1228

# 生ごみ処理機購入費補助金

## 生ごみ減量化処理機(イメージ図)



### 1. 補助対象機器は、次に掲げる容器及び機器です。

- (1) 生ごみ堆肥化容器(コンポストなど)
- (2) 密閉式(ぼかし)容器
- (3) ダンボールコンポスト
- (4) 電動(手動)式生ごみ処理機

### 2. 補助金の交付対象者は、次の要件を備えた方です。

- (1) 市内に住所を有して居住していること。
- (2) 本人又は同一世帯に属する者が補助金の交付を受けていない、または、世帯の上限額に達していないこと。

### 3. 補助金額は次のとおりです。なお、補助総額が予算額に達し次第、受付を終了します。

#### ★購入代金の3分の2以内(100円未満切捨て。1世帯4万円上限。)

#### (注意1)

新品、未使用品及び既製品でない機器・オークションや個人間で売買された機器は補助対象になりません。送料、こん包代も補助対象になりません。

#### (注意2)

クーポン、ポイント及びその他の割引が適用された場合は、その割引相当額を除いた価格が補助対象経費となります。

### 4. 補助金の交付を受ける方は、次の書類を添えて、生活環境課または各総合支所に提出してください。

- (1) 補助金申請書兼実績報告書
- (2) 領収書の写し及びその内訳がわかる書類(レシートのみは不可)
- (3) 振込先の金融機関の通帳の写し

### 5. 補助を受けた機器を他人に譲渡、貸与してはいけません。

判明した場合、交付した補助金を返還していただきます。